

平成 26 年 6 月 12 日
法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会

委員 神津 里季生
周防 正行
松木 和道
村木 厚子
安岡 崇志

新時代の刑事司法制度特別部会 取りまとめに向けての再意見

(再意見の位置付け)

本部会は主として刑事司法の専門家により構成されているが、その中で私たち 5 人は、ある日突然刑事事件の被疑者、被告人、被害者、証人、裁判員等になりうる一国民として審議に積極的に参加し、本年 3 月 7 日、本部会の諮問事項の中心ともいえる取調べの可視化（録音・録画）に関し、本部会の審議の促進、取りまとめに貢献しようと連名の意見書を提出した。

その後、この意見も踏まえ、4 月 30 日の第 26 回会議において、取調べの可視化に関する事務当局試案（以下「事務当局試案」という）が示されたことを受け、再度、連名にて意見を提出するものである。

先の意見書でも述べた通り、5 人の委員は、取調べの可視化の制度が矮小化されること、取調べ側の恣意的な判断により可視化の範囲が伸縮することに深い危機感を共有している。そこで、先の意見書との重複を恐れず、まず、5 人の委員の現時点における基本的な考えを述べたい。

(録音・録画に関する基本的スタンス)

平成 25 年 1 月、本部会が取りまとめた「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」では、「刑事司法における事案の解明が不可欠であるとしても、そのための供述証拠の収集が適正な手続きの下で行われるべきことは言うまでもない」としたうえで、取調べの録音・録画については「公判審理の充実化を図る観点からも、公判廷に顕出される被疑者の捜査段階での供述が、適正な取調べを通じて収集された任意性・信用性のあるものであることが明らかになるような制度とする必要がある。」としている。取調べの可視化に関する基本的考え方はこれを踏襲すべきである。

(対象とすべき事件)

対象事件については、本部会のこれまでの議論において、裁判員裁判対象事件のみを対象とするとの意見もあり、事務当局試案のA案はそのような考え方に立っている。しかしながら、取調べを適正化し、供述の任意性・信用性を公判廷で検証できるようにするという録音・録画の趣旨に照らせば、裁判員裁判対象事件に限定する理由はなく、原則として全ての事件がその対象となるべきである。

(録音・録画の例外)

録音・録画の例外はできる限り制限的であるべきであり、かつ客観的な基準による必要がある。取調官の恣意的な判断による例外扱いを容認するような仕組みは、供述の任意性・信用性に関して、これまでと同様の無用な争いを生むものであり、避けるべきと考える。例外扱いを極力少なくするために、取調べを受ける者が求めた場合は録音・録画を実施する規定や、録音・録画ができない場合に録音のみによる取調べ状況の記録も認める規定を設けるべきである。

なお、どのような制度を導入するにせよ、被害者保護の観点が必要であることは言うまでもなく、被害者の心情、名誉、プライバシーを害するおそれのある内容が記録された場合、その記録媒体の証拠開示または公判での再生等について適切な対応がなされるべきことは言うまでもない。

(在宅の被疑者および参考人の取調べ)

事務当局試案は可視化の対象を逮捕・勾留中の被疑者の取調べに限っているが、在宅の被疑者および参考人の取調べも適正に行われなければならない。不適正な取調べが冤罪を生む原因となりやすいことは、逮捕・勾留中の被疑者の取調べと何ら変わりがない。

したがって、これらの取調べについても本来全過程の録音・録画が行われるべきである。しかしながら、現実的な取組みを行うとの観点から、また参考人については検察官作成の参考人調書が特に信用すべき状況の立証が行われた場合に特別の地位を与えられる（現行刑事訴訟法第321条第1項第2号）こと等を踏まえ、少なくとも検察官が行う取調べについては録音・録画の対象とすることを検討すべきである。

先の意見書では、こうした原則を明確にしたうえで、実務的な観点から、段階的な実施まで否定するものではないことを示し、その一案として検察官の取

調べのみを先行させる案（段階的実施の方法として、裁判員裁判対象事件については取調べの全過程の録音・録画を行うこととし、これに加えて、その他の全ての事件（道路交通法違反のようなごく軽微な事件は除く）も検察官の取調べについては全過程の録音・録画を行うことからスタートする。）を示した。これを一定程度反映した事務当局試案のB案について、「法的な不整合」を指摘する専門家の声があったが、私たちは提示した案に固執するものではなく、法的な整合性のある、かつ、新しい時代の刑事司法制度の第一歩としてふさわしいものであれば賛同できると考えており、専門家の建設的な提案を期待している。

私たちが現時点で共有する上述の意見を敷衍して、今後提示されるであろう「取りまとめ案」に対する評価・判断の基準を挙げれば次のようになる。

第1に、将来的な全事件の可視化の方向性に沿うものであること、

第2に、それに向けた道筋が一定程度明確になること、

第3に、段階的実施のスタートとして、先の意見書で私たちが提示した案の趣旨に沿って、相当程度の規模を持ち、また、取調べ側の恣意性が入り込まない可視化の取組みが担保される「仕組み」を実現すること、

第4に、一定期間経過後に運用状況の検証を行い、それに基づく見直しを行う手続きを具体的に盛り込むこと、

以上が現時点での私たちの考え方である。

本部会における検討が開始されてから3年近くが経過した。その間、それぞれの立場の違いはあれ、真摯な議論が重ねられてきた。私たちは、今後も、最後まで、新時代にふさわしい刑事司法制度の構築に向けて、建設的な議論が粘り強く行われ、本部会に参加する全ての関係者の総意を持って最終案が取りまとめられることを切に希望するものである。